

障害者手帳サービスガイド

【概要版】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分10秒）

障害者手帳サービスガイド

この動画では、京都市の障害者手帳で利用できる主なサービスについてご案内します。

【スライド2枚目】（0分11秒～0分58秒）

障害者手帳の交付を受けられたみなさまへ

障害者手帳は、障害がある方が、自立した生活を送り、社会に参加しやすくするための大切な「証明」です。

手帳を提示することで、税金や交通機関の利用料などの経済的な負担軽減をはじめ、移動の円滑化や施設利用の優遇など、多岐にわたるサービスを受けることができます。

なお、手帳は本人のみが使用できるものであり、他人に譲渡したり、貸与することはできません。万が一、手帳を紛失された場合は、速やかに警察へ届け出のうえ、再交付については、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課にご相談ください。

【スライド3枚目】（0分59秒～1分06秒）

それではまず、「税金・公共料金の減免等」の制度についてご説明します。

【スライド4枚目】（1分07秒～2分05秒）

障害者手帳をお持ちの場合、税制上、様々な優遇措置が受けられます。

まず、「所得税・住民税の控除」では、障害者本人または扶養家族が障害者手帳をお持ちの場合、所得金額から一定額を差し引く「障害者控除」が適用されます。控除の適用を受けるには、年末調整または確定申告が必要です。

次に、「自動車税」および「軽自動車税」の減免についてです。

障害者本人、または同一生計の家族が所有・運転する自家用車等について、障害をお持ちの方お一人につき1台まで税金が減免されます。4輪、2輪に関わらず、お一人につき一台までとなりますので、御注意ください。

対象要件は、等級や世帯構成によって細かく設定されていますので、詳細については、各問合せ先へお問い合わせください。

【スライド5枚目】（2分06秒～2分41秒）

次に「公共交通機関の割引」についてです。

市バス・地下鉄をはじめ、JR・私鉄、民間バス各社では、障害者手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の区分に応じて、本人および介護者の運賃が最大5割引となります。

割引対象者や割引率等は、各事業者によって異なりますので、詳細は京都市交通局、各鉄道会社、バス事業者へ直接お問い合わせください。

【スライド6枚目】（2分42秒～3分11秒）

その他、電車やバス以外の交通機関でも割引制度があります。

タクシーをご利用の際は、乗車時に手帳を提示することで運賃が1割引になります。

また、満12歳以上の方の国内線航空運賃や、フェリーの運賃についても、割引があります。割引対象者や割引率などは、各事業者によって異なりますので、詳細は、各事業者にお問い合わせください。

【スライド7枚目】（3分12秒～3分43秒）

また、京都市では独自に「福祉乗車証」「重度障害者タクシー料金助成事業」「敬老乗車証」という3つの制度を設けています。

それぞれ市バス・地下鉄等が無料になったり、タクシー料金の助成など、社会参加や生活支援を目的とした制度ですが、この3つの制度は、重複して利用できません。ご自身の障害の等級や利用頻度、移動スタイルに合わせて、いずれか1つを選択してお申し込みください。

【スライド8枚目】（3分44秒～6分06秒）

福祉乗車証制度について詳しくご説明します。

「福祉乗車証」は、本市に居住する障害者が、市内を運行する市バス・地下鉄全線および一部の民間バス路線を、無料で利用いただけるフリーパス証です。

対象となる障害者手帳の種類と要件については、身体障害者手帳の1級から4級をお持ちの方は、障害者本人および介護者1人が無料。車いすを利用されている場合は、介護者3人まで無料。身体障害者手帳のうち、聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障害の4級の方は、障害者本人のみが無料になります。

療育手帳の場合、A判定、およびB判定のうち小学校卒業までの児童の場合は、障害者本人および介護者1人が無料に、中学生以上のB判定の方は、障害者本人のみが無料になります。

精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方は、障害者本人および介護者1人が無料に、2級または3級の方は、障害者本人のみが無料になります。

福祉乗車証の対象となる区間は、市バス・地下鉄全線に加え、岩倉、大原地区を走る京都バス、山科、醍醐地区を走る京阪バス、醍醐コミュニティバス、京北ふるさとバス、洛西ニュータウン地域からJR桂川駅間のヤサカバス、桂坂エリアから阪急桂駅間の京阪京都交通バスです。

京都バスおよび京阪バスは、対象のバス車両に、「敬老・福祉」、と表示されていますので、乗車前にご確認ください。

お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課で申請してください。窓口で、対象の手帳に、「福祉乗車証」のシールを貼付します。利用方法は、市バス利用時や、地下鉄の改札口で、

乗務員に福祉乗車証のシールが貼られた手帳を提示してください。地下鉄の無人改札口の場合は、インターホンをご利用ください。

なお、重度障害者タクシー利用券から福祉乗車証に変更される場合は、申請月に応じた残枚数が必要ですので、ご注意ください。

【スライド9枚目】（6分07秒～6分27秒）

次に、その他公共料金等の減免制度についてです。

有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の減免、携帯電話料金の割引などの制度があります。各種割引等の適用については、事前申請が必要です。

【スライド10枚目】（6分28秒～8分54秒）

有料道路通行料金の割引について詳しく説明します。

障害者本人の移動にかかる負担を軽減するため、事前に登録しておくことで、有料道路通行料金が通常料金の半額で利用できます。

有効期限は、申請日から2回目の誕生日までとなっており、更新が必要です。

障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方すべてが対象となります。

介護者が運転する場合は、身体障害者手帳の第1種、および療育手帳のA判定をお持ちの方が同乗される場合に限り対象となります。

なお、精神障害者保健福祉手帳、および療育手帳のB判定は割引対象外です。

E T Cを利用する場合は、車両1台と障害者本人名義のE T Cカードの事前登録が必要です。E T Cカードは、障害者が20歳未満の方に限り、親権者名義のカードでの登録が可能です。申請は、スマートフォンとマイナンバーカードを使ったオンライン申請が可能です。お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課でも受け付けています。

E T Cを利用せず、一般レーンを利用する場合は、車両の事前登録は不要です。お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課で、事前に申請していただき、割引証明シールの貼付を受けた手帳を一般レーン通行時に提示することにより、知人の車や、レンタカーなど、要件を満たした車両で割引が適用されます。

なお、E T C登録をされた場合でも、障害者手帳貼付用の割引証明シールが発行されますので、登録車両以外の車で有料道路を利用する場合などは、一般レーンを使用し、割引証明を受けた手帳を提示することで割引を受けられます。

更新手続は、有効期限の2か月前から有効期限の前日まで可能です。割引証明シールに記載された有効期限を御確認のうえ、お早目にお手続きください。

割引が適用される車種や所有者には、一定の要件があります。詳しい条件や、必要書類等については、こちらの二次元コードからご確認いただくか、西日本高速道路株式会社お客さまセンター、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問い合わせください。

【スライド11枚目】（8分55秒～10分26秒）

続いて、NHK放送受信料の減免についてです。

手帳をお持ちのかたがいる世帯を対象に、受信料の全額または半額が免除となります。

全額免除の対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯員全員が市民税非課税の世帯です。なお、世帯分離をされている場合でも、契約が1つであれば全員が所得確認の対象となります。

半額免除の対象は、視覚障害または聴覚障害をお持ちのかた、身体障害者手帳1級又は2級をお持ちのかた、療育手帳のA判定をお持ちのかた、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちのかたが、住民票上の世帯主であり、かつ、NHKの受信契約者の場合です。

申請は、お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課の窓口で、免除申請書に証明を受けたあと、専用封筒でNHKに郵送していただきます。半額免除はNHKのホームページからオンライン申請も可能です。

なお、引越しの際は、NHKへの住所変更手続きをお忘れなくお願いいたします。

詳細については、NHK京都放送局へお問い合わせください。

【スライド12枚目】（10分27秒～10分34秒）

次に、障害のあるかたの移動、および施設利用をサポートする制度を紹介します。

【スライド13枚目】（10分35秒～11分22秒）

まず、駐車禁止除外指定車標章の交付についてです。

「駐車禁止除外指定車標章」は、歩行が困難な方の外出や乗車・降車を安全に行えるよう支援する制度です。

対象となる手帳の種類と等級要件については、障害のある部位等により細かく設定されています。この標章は障害者本人に対して交付されるため、本人が乗車している場合のみ有効となります。家族のみでの移動時など、本人が乗車していない場合は使用できません。

詳細は、障害者本人の住所地を管轄する警察署の交通課または京都府警察本部交通規制課規制企画・許認可係までお問い合わせください。

【スライド14枚目】（11分23秒～12分54秒）

続いて、京都おもいやり駐車場利用証制度についてです。

「京都おもいやり駐車場利用証制度」は、車椅子利用者優先エリアなどの専用駐車スペースを必要とする方が、安心して利用できるようにする取組です。

対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のほか、特定医療費受給者証をお持ちの方や、高齢者、妊産婦のかたなども対象となります。

利用時の留意事項です。利用できる駐車場には、「京都おもいやり駐車場」の表示があります。障害者本人が、車内の見えやすい位置に「利用証」を掲示し、利用してください。利用証は他人に貸与、譲渡することはできません。なお、京都府内では、駐車禁止除外指定車標章も利用証として代用できます。また、利用証は京都府外の他府県に設置されたおもいやり駐車場にも利用できます。

駐車禁止除外指定車標章とは別制度であり、おもいやり駐車場利用証で、道路上の駐車禁止が除外されたり、満車時に必ず駐車できることを保障するものではありません。

申請は、京都府庁内の府民総合案内相談センターなどでお手続きいただけるほか、郵送でも申請できます。詳細については、京都府健康福祉部 地域福祉推進課へお問い合わせください。

【スライド15枚目】（12分55秒～13分39秒）

続いて、公営施設等の入場料減免についてです。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを、各種公営施設などの入場窓口等で提示することで、障害者本人および介護者1名の入場料等が無料または減免となります。

対象施設には、京都市動物園、京都市京セラ美術館、元離宮二条城、京都国立博物館など多数あります。

なお、共催展や、外部主催のイベント等については、減免の対象外、又は割引率が変更される場合があります。事前にお確かめください。

【スライド16枚目】（13分40秒～14分38秒）

続いて、スマートフォン向けアプリ「ミライロID」についてです。

ミライロIDは、お持ちの手帳の情報をスマートフォンのアプリ内に登録し、手帳の代わりにスマートフォンの画面を提示することにより、入場料の割引等が受けられる無料のアプリです。

一部の施設等では利用できないことがあります。また、「マイナポータル」との連携が完了したミライロIDに限り利用できる場合がありますので、事前にご確認ください。

対象となる手帳の種類は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳です。

京都市の公営施設での入場料の減免や、市バス・地下鉄での運賃割引に利用できますが、「福祉乗車証」としては利用できません。

対象施設や利用条件の詳細、最新情報については、二次元コードからご確認ください。

【スライド17枚目】（14分39秒～14分43秒）

次に、「医療の給付等」の制度についてです。

【スライド18枚目】（14分44秒～17分00秒）

各種医療費助成制度についてご説明します。

自立支援医療更生医療は、18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、手帳に記載された障害を除去・軽減させるための医療費を助成する制度です。所得制限がありますので、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、一定所得以上の方は対象外になります。

自立支援医療育成医療は、身体に障害がある18歳未満の児童を対象に、身体障害を軽減させる医療費を助成する制度です。手帳をお持ちでない場合でも、対象になる場合があります。

す。所得制限がありますので、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、一定所得以上の方は対象外になります。

自立支援医療精神通院医療は、精神疾患で継続的な治療が必要な方を対象に、通院治療にかかる医療費を助成する制度です。年齢制限はなく、手帳をお持ちでなくても申請が可能です。所得制限がありますので、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、一定所得以上の方は対象外になります。

障害者自立支援医療特別対策費は、ぼうこう直腸機能障害３級又は呼吸器機能障害３級の手帳所持者を対象に、医療費の一部を助成する制度です。

特定医療費（指定難病）助成制度は、国が定める指定難病に罹患された方で、認定基準を満たす方を対象に、治療にかかる医療費や介護費の自己負担額の一部を助成する制度です。

重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度は、重度の障害がある方を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。所得制限がありますので、一定所得以上の方は対象外になります。

各制度に関するお問合せ先は、「自立支援医療育成医療」については、お住まいの区役所・支所の子どもはぐくみ室へ。後期高齢者医療制度の加入者を対象とした、「重度障害老人健康管理費支給制度」については、市民総合窓口室 保険年金担当へ。それ以外の制度については、障害保健福祉課へお問合せください。

【スライド１９枚目】（１７分０１秒～１７分０５秒）

次に、「年金・手当等」制度についてです。

【スライド２０枚目】（１７分０６秒～１８分５２秒）

まず、各種手当制度についてです。

これらは手帳をお持ちでない方でも障害の状態により対象になる場合があります。

特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする、２０歳以上の在宅の重度障害のある方を対象とした制度です。施設入所のほか、病院などに継続して３か月を超えて入院している場合は対象外となります。入院扱いとなる施設については、医療機関のほか、介護老人保健施設や介護医療院なども対象となります。有料老人ホーム、グループホーム、ショートステイなどは在宅扱いとなりますので、ご注意ください。

障害児福祉手当は、日常生活において常時介護を必要とする２０歳未満の在宅の重度障害のある児童を対象とした制度です。

特別児童扶養手当は、精神または身体に中度以上の障害がある２０歳未満の児童を家庭で養育している方を対象とした制度です。

手続の流れは、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課に必要書類を提出いただいた後、本市で障害状況等を審査のうえ、認定の可否を決定します。認定された場合、申請月の翌月分からの手当が支給されます。

いずれの手当も、受給者本人またはその扶養義務者等の前年の所得が一定基準以上である場合は、手当の支給が停止されます。

詳細は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課の窓口にご相談ください。

【スライド21枚目】（18分53秒～20分16秒）

続いて、その他の年金等の制度についてです。

障害年金は、病気やケガによって日常生活や仕事に制限を受けた場合に受給できる年金です。初診日に加入していた年金制度により金額が異なります。詳細については、お住まいの地域を管轄する年金事務所、またはお住まいの区役所・支所 市民総合窓口室 保険年金担当までお問合せください。

心身障害者扶養共済制度は、障害者の保護者が毎月一定の掛金を納めることで、死亡や重度障害など、保護者に万一のことがあった際に、障害者に終身年金を支給する公的制度です。詳細については、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問合せください。

生活福祉資金の貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、無利子または低利息でお金を貸し出し、生活の安定と自立を支える公的な制度です。手続の窓口は社会福祉協議会になります。詳細は、京都市社会福祉協議会、生活福祉資金相談窓口までお問合せください。

【スライド22枚目】（20分17秒～20分21秒）

最後に、「在宅福祉サービス」についてご紹介します。

【スライド23枚目】（20分22秒～22分05秒）

まず、身体機能を補うための「補装具」と、生活の不便を解消する「日常生活用具」の給付についてです。

用具にはそれぞれ耐用年数があり、耐用年数内は原則として再支給はされません。また、一定以上の高所得世帯は制度対象外となります。

補装具は、障害のある方の失われた身体機能を補い、日常生活を容易にするために長期間にわたって使用する用具であり、義手や義足、車いす、補聴器などがあります。

日常生活用具は、障害のある方の日常生活の不便を解消し、自立を助けるための用具であり、障害の種類や等級によって給付できる品目が細かく定められています。

特殊寝台、入浴補助用具、視覚障害者用拡大読書器、ストーマ装具などがあります。

原則として費用の1割を負担いただきますが、所得に応じて上限が設定されます。

補装具や日常生活用具の給付において、介護保険制度が使える場合は介護保険が優先となります。また、購入前の「事前申請」が必要です。既に購入された場合等は対象外になるためご注意ください。

申請に必要な「医師の診断書・意見書」や「見積書」など、必要な持ち物や判定手順は、用具の種類によって異なります。詳細は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問い合わせください。

【スライド24枚目】（22分06秒～23分12秒）

続いて、障害福祉サービス等です。大きく分けて介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つがあります。

1つ目は、ホームヘルプやショートステイなど、毎日の生活をたすける「介護給付」。

2つ目は、就労移行支援やグループホームなど自立や就労を支援する「訓練等給付」。

3つ目は、外出時の移動支援や日中一時支援など地域生活を支える「地域生活支援事業」です。

なお、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険のサービスが優先することとなります。

障害福祉サービス等の利用には、区役所・支所での支給決定が必要です。どのようなサービスを使いたいのか、どのような事業所がいいかわからない場合は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課、または障害者地域生活支援センターにご相談ください。

【スライド25枚目】（23分13秒～24分00秒）

最後に、ヘルプマーク、京都市版ヘルプカードの配付についてです。

義足や内部障害など、外見からは分からなくても周囲の配慮や援助を必要としている方のためのサインとして、カバン等につけるストラップ型の「ヘルプマーク」と、緊急連絡先や配慮事項を記入して携帯する「ヘルプカード」を配付しています。

どちらも、各区役所・支所 障害保健福祉課の窓口でお渡ししています。

なお、より多くの方にお渡しできるよう、お一人様につきおひとつまでとさせていただいております。また、数に限りがありますので、窓口の在庫状況によっては、お渡しができない場合もございます。あらかじめ御了承ください。

【スライド26枚目】（24分01秒～24分29秒）

以上で案内を終了します。

各種制度の問合せ先や手帳で利用できるその他のサービスにつきましては、手帳交付時に配付しております『障害保健福祉のしおり』に掲載しております。

ご不明な点がございましたら、各問合せ先または区役所・支所の担当窓口までお気軽にご相談ください。

ご視聴いただき、ありがとうございました。